

議案第 77 号 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 77 号について、ご説明いたします。当議案は、会計年度任用職員の給与改定にかかるもので、令和 8 年 6 月から介護職員等処遇改善加算の範囲が拡充されることに伴う改正でございます。

2 ページをお願いします。1 の改正を必要とする条例は記載のとおり大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例です。2 の改正の趣旨については、令和 8 年度より介護職員等処遇改善加算の範囲が拡充され、これまで処遇改善の対象外であった「居宅介護支援、介護予防支援」について 介護報酬の単価に対して 2.1 % の処遇改善加算が実施されることとなりました。これを受け、本市の地域包括支援センターに勤務し、ケアプランの作成業務に従事する会計年度任用職員の介護支援専門員に対する処遇改善も対象となることから、該当の職員の給料額に加算を行うための所要の改正を行うものです。

3 ページをお願いいたします。3 の実施時期についてではありますが、給料の加算は令和 8 年 6 月 1 日に遡及して適用します。令和 8 年 6 月分の給料、令和 8 年 6 月支給の賞与については差額の支給を行う予定です。

4 ページをお願いいたします。4 の改正内容についてではありますが、

対象者を「地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員のうち主として介護予防ケアマネジメント業務に従事する者」とし、月額3,000円の加算を設置します。なお、3千円という金額はフルタイム勤務の場合の額であるため、パートタイム職員へ支給する場合の月額は勤務時間で割り戻した額となります。

5ページをお願いいたします。改正に伴う経費等については表のとおりです。対象となる職員は令和8年5月1日時点で21人、12か月雇用した場合の加算額の合計は事業費欄に記載のとおり102万4千円と見込んでおります。また、参考として加算を受けることができる介護報酬の額、つまりは大津市の収入が増加する額についても記載しております。なお、事業費と介護報酬の加算額は共に12か月・1年間分で記載しておりますが、令和8年度については、6月から3月の10か月分となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。